

南知多町選挙管理委員会告示第 14 号

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第100号）第175条第3項及び第7項の規定により、投票所、期日前投票所及び不在者投票記載場所の氏名等の掲示の順序を定めるために行うくじの日時及び場所は、次のとおりとする。

令和 8 年 1 月 27 日

南知多町選挙管理委員会

委員長 石 堂 和 重

1 日 時	令和 8 年 1 月 27 日	午後 6 時
2 場 所	南知多町役場 応接室	